

通知4

児保第 21 号
平成 12 年 6 月 16 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生省児童家庭局保育課長

「保育所運営費の経理等について」の運用について

保育所運営費の経理等については、「保育所運営費の経理について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号)及び「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日児保第 12 号)によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとめたので、御了承いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所に対して周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
運営費	保育所運営費
児発第 299 号通知	「保育所運営費の経理等について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号通知)
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号通知)
社援第 39 号通知	「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 5 年 3 月 19 日社援施第 39 号通知)
経理規程準則	「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」(昭和 51 年 1 月 31 日社施第 25 号通知)
民改費	民間施設給与等改善費
児保第 12 号通知	「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 30 日児保第 12 号通知)
発児第 59 号の 5 通知	「『児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について』通知の施行について」(昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 5)

社援第 9 号通知	「措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について1(平成 12 年 2 月 17 日社援施第 9 号通知)
児保第 13 号通知	「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成 12 年 3 月 30 日児保第 13 号通知)

(問 1)児発第 299 号通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

(答)

1. 運営費については、従来、社援施第 39 号通知に基づき取り扱われてきたところであるが、平成 12 年度分の運営費から、社援施第 39 号通知の適用から除外され、経理を経理規程準則により処理するか新会計基準により処理するかに関わらず、児発第 299 号通知に基づき取り扱うこととなる。
2. 民改費の管理費加算相当額を限度として児発第 299 号通知の別表 2 に掲げる経費等のうち保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金の償還金及びその利息を含む。)以外の経費等に対して充当する社会福祉法人、又は民改費の管理費加算相当額を超えて別表 2 に掲げる経費等に対して充当する社会福祉法人にあっては、新会計基準により経理処理を行わなければならないものである。社援施第 39 号通知の 2 に定める弾力運用のみを行うもの以外については、新会計基準により経理処理を行うよう指導されたい。
3. なお、経理規程準則により経理処理する場合には、児発第 299 号通知及び児保第 12 号通知中の文言を以下のように読み替えて適用するものとする。

児発第 299 号通知中の文言	読み替え後の文言
事務費	管理費
積立預金	引当金
積み立て	繰り入れ
積立支出	引当金繰入
社援施第 39 号	社援施第 39 号。以下「社援施第 39 号通知」という。

当期末支払資金残高	繰越金
積立目的	引当目的
施設に係る経理区分	施設会計
別表 3 の収支計算分析表	社援施第 39 号通知の別表 3 の収支計算分析表
保育所に係る経理区分	施設会計
当期資金収支差額	当期繰越金

児保第 12 号通知中の文言	読み替え後の文言
事務費又は	管理費又は
「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号)に定める社会福祉会計基準中、別表 1 の資金収支計算書勘定科目において経常活動による支出に設けられている科目のうち、児発第 299 号通知別表 3 の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出	「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 5 年 3 月 19 日社援施第 39 号通知)の別表 3 の収支計算分析表において、それぞれ人件費の類、管理費の類
支払資金残高	繰越金

(問 2) 児発第 299 号通知の 1 (3)に関して、人件費積立預金、修繕費積立預金及び備品等購入積立預金についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

(答) これら三種の積立預金について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額の合計額が当該施設に係る経理区分の経常

収入の5%を上回る場合は、児発第299号通知の4(2)(iii)により、収支計算分析表の提出を要することとなる。

(問3) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、発児第59号の5通知に定める高額繰越金等の規定により、民改費の加算停止となっている場合にも、児発第299号通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

(答) 発児第59号の5通知の第1の3(1)に規定するとおり。

(問4) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、従来、社援施第39号通知に基づく弾力化により、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいか。

(答) 児発第299号通知においては、民改費相当額の充当先は同一の設置者が設置する保育所に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合は又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

(問5) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。

(答) 児発第299号通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれる。

(問6) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答) 従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。

(問7) 児発第299号通知の1(4)及び別表2に関して、平成11年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答) 平成 11 年度以前の借入金に係る平成 12 年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。

(問 8) 児発第 299 号通知の 1(4)及び別表 2 に関して、建物、設備の整備を目的とする積立ができるとされているが、社援施第 9 号通知の 2 では「措置費から減価償却費相当額の積立預金等を将来の建物改築等のために積み立てることは認められない。」とされている。これらの関係をどのように考えればよいか。

(答) 運営費の取扱いについては、社援施第 9 号通知は適用されない。保育所の施設・設備整備のための積立は、児発第 299 号通知の 1(4)に基づく運営費の弾力運用により、保育所の経理区分に「保育所施設・設備整備積立預金積立支出」の科目を設けて、毎年度、民改費に相当する額の範囲内で積立支出を行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立預金」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うことができる。

なお、新会計基準における貸借対照表の一本化に伴い、保育所については、各施設ごとに積立金・積立預金の累計額が把握できるよう、それぞれの経理区分ごとに各積立金・積立預金の累計額に係る明細表を作成することとされている(児保第 13 号通知の 4)。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立預金」について、各保育所の経理区分から積立支出された額の累計額を当該経理区分ごとの積立(預)金累計額として明細表を作成することとなる。

保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る経理区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該経理区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。

また、「保育所施設・設備整備積立金」の各保育所の経理区分ごとの積立金累計額は、一義的には、当該経理区分に係る保育所の増改築に充てることを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所の増改築又は創設に充てようとする場合には、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所の経理区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。

保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る経理区分を設け、当該経理区分に「保育所施設・設備整備積立預金取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。

(問 9) 児発第 299 号通知の 1(4)及び別表 2 に関して、「保育所を経営する事業に係る租税公課」とは具体的には何を指すのか。

(答) 当該保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

(問 10) 児発第 299 号通知の 2 に関して、当期末支払資金残高を取り崩す場合の使途範囲については、施設の増改築を含むのか。

(答) 当期末支払資金残高を取り崩す場合の使途範囲については、児保第 12 号通知の 5 で示しているところであるが、この中には施設の増改築は含まれない。施設の増改築に充当する場合は、児発第 299 号通知の 1(4)に基づく運営費の弾力運用によって保育所施設・設備整備積立預金を設け、計画的に行うことが望ましい。

(問 11) 児発第 299 号通知の 3(2)に関して、本部の経理区分への貸付はできるのか。
また、保育所への貸付は、年度内に精算しなくてよいのか。

(答) 運営費を貸付する場合、その対象となるのは保育所の経理区分に対してのみであり、その場合も年度内に精算することが必要である。

(問 12) 児発第 299 号通知の 4(2)に関して、設置者から提出された財務諸表等により、運営費の支出を認めていない配当等の経費に対して支出していることが認められた場合には、そのことをもって民改費の加算停止となるのか。

(答) 運営費の支出を認めていない経費に対して運営費から支出が行われている場合には、そのことをもって 4(5)により民改費の加算停止となる。また、入所児童の処遇等にも不適切な事由が認められる場合には、併せて 4(3)及び(4)の措置を講ずることも考えられる。

(問 13) 児発第 299 号通知の 4(3)及び(5)に関して、民改費の加算停止について規定されているが、発児第 59 号の 5 通知に定める高額繰越金等の規定による民改費停止との関係如何。

(答) 発児第 59 号の 5 通知で規定する高額繰越金等があった場合に民改費が加算停止されることについて、従来と取扱いに変更はない。それに加えて児発第 299 号通知の 4(3)及び(5)の事由により、民改費が加算停止され得るということである。

(問 14) 児発第 299 号通知の 4(5)に関して、民改費の加算停止は、事業年度の翌年度に不当支出等が判明した場合は、不当支出等があった年度における民改費を加算停止するのか。それとも判明した年度における民改費を加算停止するのか。

(答) 4 (5) に基づく民改費の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成 12 年度の財務諸表を平成 13 年度に確認した結果、不当支出等が判明した場合は、平成 13 年の 4 月から平成 14 年 3 月までの民改費加算を停止することとなる。

なお、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、4(3)に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、民改費の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問 15) 児発第 299 号通知の 5 に関して、社援施第 39 号通知においては、運用収入(施設会計において発生した預貯金等の利息等の収入)についての規定があったが、児発第 299 号における運用収入の取扱い如何。

(答) 児発第 299 号通知は、運用収入については制限を設けていない。